

検討したい。

質 問：会員増をはかる案を示されたい。

回 答：気象庁 OB の組織がいくつかあるので、広告掲載等協力を依頼したい。また、学生会費に類することを退職者についても考えたかどうかという意見もあるので具体的に検討してゆきたい。

質 問：機関誌の講読だけの会員等の新しい会員種別を設けてはどうか。また、主として雑誌の読者であるという会員のために「天気」を面白いものにして考えも一つの方法である。

回 答：研究者でない会員に対して機関誌を面白くするという提案は昔からあって、500 mb 天気図を掲載する等努力しているが、にわかには目標を達成する状況には至っていない。会員の種別については検討していきたい。

議長から昭和60年度事業計画案、予算案の2件につき承認を求めたところ、多数により承認された。

### 13. 山本賞受賞者選定規定の改正について

山本賞授与の時期を春の総会から秋の大会に変更し、

受賞対象論文の発行と受賞期間のへだたりを少なくする。秋の大会ならば受賞記念講演が時間的に可能であろうということも含め提案する。

改正点：山本賞受賞者選定規定の

- (1) 規定2項 委員は「毎年8月」を「毎年2月」
- (2) 規定2項 「編集委員の中より」を「現及び前編集委員の中より」
- (3) 規定3項 「翌年2月末まで」を「6月末まで」
- (4) 規定6項 「総会」を「秋季大会」の4点及び60年の移行措置である。

議長が山本賞受賞者選定規定の改正につき承認を求めたところ、多数により承認された。

### 14. 議長解任

議長より会員の協力により、無事議長の務めを果たすことができたことに謝意を表し、議長解任の挨拶があった。

### 15. 閉会の辞

以上を以て、昭和60年度社団法人日本気象学会総会が終了した。

## 山本賞（気象学会の部）受賞者選定規定の改正について

昭和60年5月23日総会で下記のとおり改正されましたのでお知らせします。

山本賞（気象学会の部）受賞者選定規定（昭和54.5.23制定）  
（昭和60.5.23改正）

1. 山本賞受賞者を選定するための山本賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は11名の審査委員をもって組織し、委員は毎年2月理事長が「天気」および「気象集誌」の現および前編集委員の中よりこれを委嘱する。委員長は両機関誌編集委員長の内のいずれかがこれに当たる。なお、委員は気象学会賞および藤原賞候補者推薦委員と重複しても差しつかえない。
3. 委員会は原則として前年に発行された「天気」および「気象集誌」に発表された論文を審査し、その中から基礎研究・応用技術開発を問わず、原則として若い新進の研究者・技術者の優秀論文1篇を選び、その選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。共著論文の場合は、筆頭著者を該当者とする。
4. 既に過去において学会賞・藤原賞および山本賞のいずれかを受賞したものは対象から除外する。しかし、山本賞を受賞した者が、その後学会賞または藤原賞を受賞することは妨げない。
5. 理事長は常任理事会にかけ全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
6. 山本賞は原則として賞状およびメダルならびに副賞（賞金）とし、1件1名のみに対して秋季大会でこれを贈呈する。また、賞金は原則として1件10万円とする。

付則 昭和60年度については規定2の「2月」を「総会の議決後直に」と読みかえる。